

認定こども園 八津田保育園 重要事項説明書

保育の提供開始にあたり、認定こども園 八津田保育園が説明すべき内容は、次のとおりです。

1 施設運営主体

名 称	社会福祉法人樹心会
所 在 地	築上町大字宇留津 6 8 3 - 1
電 話 番 号	0 9 3 0 - 5 6 - 0 3 3 0
代表者氏名	理事長 加未 宗瑞

2 利用施設

施 設 の 種 類	保育所型認定こども園
施 設 の 名 称	認定こども園 八津田保育園
施 設 の 所 在 地	築上町大字宇留津 6 8 3 - 1
連 絡 先	電話番号 0 9 3 0 - 5 6 - 0 3 3 0 FAX 0 9 3 0 - 5 6 - 5 4 7 6
管 理 者	園長 加未 宗瑞
対 象 児 童	・ 1 号認定 満 3 歳から小学校就学前の保育を必要としない児童 ・ 2 号認定 満 3 歳から小学校就学前の保育を必要とする児童 ・ 3 号認定 0 歳から満 3 歳未満の保育を必要とする児童
利 用 定 員 9 0 名	1 号定員 (3 ・ 4 ・ 5 歳児) 1 0 人 2 号定員 (3 ・ 4 ・ 5 歳児) 4 5 人 3 号定員 (0 ・ 1 ・ 2 歳児) 3 5 人
開 設 年 月 日	昭和 2 4 年 4 月 3 0 日
事 業 所 番 号	法人番号 9 2 9 0 8 0 5 0 0 6 3 5 3

3 目的・運営方針

認定こども園 八津田保育園（以下「当園」という。）は、以下の運営方針に基づき、保育を必要とする児童を日々受け入れ、教育・保育を行うことを目的とします。

保育理念

1. 児童福祉法に基づき、子どもの保育並びに教育を行う児童福祉施設で、入所する子どもの健全な心身の発達を図り、最善の利益を考慮してその福祉及び教育を積極的に増進させる。
2. 保育所、老人福祉施設等、世代間交流を通して豊かな思いやりの心を育てる。

4 職員の資質、専門性の向上に努める。

(1) 教育・保育方針

- ・幼稚園教育要領並びに保育所保育指針に沿い、すべての子どもが安心できる環境、情緒の安定した生活ができる教育・保育を目指す。また、擁護と教育が一体となつて、一人ひとりの人格を尊重し、大切に愛情深く人間形成の基礎を育み、やさしく元気な明るい子どもを育てることを教育・保育方針とする。

(2) 教育・保育目標

- ・日々の生活を通して「できた」という喜び、うまくいかないことでも「最後までやり遂げる」という意欲、そのことを理解し認め、褒め言葉を伝え、子ども達が楽しく自ら取り組むように教育・保育を行う。

5 当園における施設・設備等の概要

(1) 施 設

敷 地	敷地全体	1 7 6 0 . 6 1 m ²
	園庭	7 9 3 . 9 0 m ²
園 舎	構 造	鉄筋コンクリート造 2階建
	延べ面積	1 0 0 4 . 7 6 m ²

(2) 主な設備

設備	部屋数	備 考
乳児室	2 室	柁組（0歳児クラス）、楓組（1歳児クラス）
ほふく室	2 室	柁組（0歳児クラス）
保育室	4 室	桃組（2歳児クラス）、梅組（3歳児クラス） 桜組（4歳児クラス）、松組（5歳児クラス） について各1室
遊戯室（ホール）	1 室	
調理室	1 室	
調乳室	1 室	
乳幼児用トイレ	4 箇所	

6 職員の設置状況（令和6年4月1日の状況）

職 種	員数	常勤	臨時職員	備考
園長	1	1		
副園長	1	1		
統括主任保育士・主任保育士	2	2		
保育士	20	11	9	
管理栄養士	1	1		
調理師	2	1	1	

その他	3	2	1	・看護師	・保育補助者	・用務員
-----	---	---	---	------	--------	------

7 保育を提供する日

(1) 保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとします。

ただし、祝祭日は休園となります。

(2) 1号認定の児童への教育・保育の提供については、前項の規定にかかわらず、次に掲げる日については、基本休園となります。

ア. 土曜日

イ. 夏季休日 8月13日から15日

ウ. 年末年始 12月29日から1月3日

エ. 学期末休日 3月24日から31日

なお、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、保育を提供いたしますが、下記の利用者負担が必要となります。

保育時間	利用料		利用料単位	備 考
9:00 ～ 15:30	450 円	300 円	1回	保育料
		150 円	1回	給食代・おやつ代

8 教育・保育を提供する時間

教育・保育を提供する時間は、次のとおりとします。

(1) 教育標準時間認定に係る保育時間

教育標準時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、9時から15時30分までの範囲内の時間となります。

なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、7時から9時前まで又は16時を超えて19時までの範囲内で、預かり保育を提供いたします。ただし、8時30分から9時前まで、15時30分から16時までは登降園時間とみなし、利用料はいただきません。

延長保育時間	利用料	利用料単位	備 考
7:00 ～ 8:29	100 円	1 回	保育料
16:00 ～ 17:59	100 円	1 回	保育料
18:00 ～ 18:29	100 円	1 回	保育料
18:30 ～ 19:00	200 円	1 回	保育料・おやつ代

(2) 保育標準時間認定に係る保育時間

保育標準時間に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、7時から18時までの範囲内で、保育を必要とする時間となります。

なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、18時を超えて19時までの範囲内で、延長保育を提供いたします。

預かり保育時間	利用料	利用料単位	備 考
18:00 ～ 18:29	2,000円	月極	保育料、申請必要、月～金曜日
18:00 ～ 18:29	100円	1回	保育料
18:30 ～ 19:00	200円	1回	保育料・おやつ代

(3) 保育短時間認定に係る保育時間

保育短時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、8時30分から16時30分までの範囲内で、保育を必要とする時間となります。

なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、7時から8時30分前まで、又は16時30分を超えて19時までの範囲内で延長保育を提供いたします。

延長保育時間	利用料	利用料単位	備 考
7:00 ～ 8:29	100円	1回	保育料
16:30 ～ 17:59	100円	1回	保育料
18:00 ～ 18:29	100円	1回	保育料
18:30 ～ 19:00	200円	1回	保育料・おやつ代

9 提供する保育等の内容（別表1）

当園は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）（以下「支援法」という。）、幼保連携型認定こども園教育・保育要領（平成26年告示）、保育所保育指針（平成20年告示）を踏まえ、以下の教育その他の便宜の提供を行います。

(1) 特定保育の提供

上記7に記載する時間において、保育を提供します。

■ 交流事業

世代間交流事業 異年齢児交流事業

■ 食事の提供

給食・手作りおやつ

児童の年齢に応じ、食事の提供を行います。

食物アレルギー等、体質に合わない食材があればご相談ください。

■ その他

延長保育事業 早朝・夕方

10 利用料金

(1) 特定教育・保育にかかる利用者負担（保育料）

支給認定を受けた市町村に対し、当該市町村が定める保育料をお支払いいた

だきます。(無償化の対象外の地域)

(2) 教育・保育の提供に要する実費に係る利用者負担金等

(1) に掲げる保育料のほか、別に定める費用を負担していただきます。

(制服・体操服等)

利用者負担金については、別紙にてお知らせします。

1 1 利用の終了に関する事項

当園は、以下の場合には保育の提供を終了いたします。

(1) 利用乳幼児が小学校に就学したとき

(2) 2号認定及び3号認定の児童の保護者が、児童福祉法又は子ども・子育て支援法に定める支給要件に該当しなくなったとき

(3) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

(4) 保護者が退園を申し出たとき

1 2 嘱託医

当園は、以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

(1) 内科・小児科・外科

医療機関の名称	椎田クリニック
医 院 長 名	阿南 章
所 在 地	築上町湊267
電 話 番 号	0930-56-0030

(2) 歯科

医療機関の名称	有本歯科医院
医 院 長 名	有本利兵衛
所 在 地	築上町築城862-1
電 話 番 号	0930-52-0063

1 3 緊急時の対応

お預かりしている園児に病状急変等の緊急事態が発生した場合には、園医又は、かかりつけ医の診察、保護者の緊急連絡先等へ速やかに連絡を行います。

また、虐待等が疑われる状況を発見した際には、行政窓口へ連絡いたします。

1 4 要望・苦情等に関する相談窓口

当園では、要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

当園	・窓口担当者 加来 尚子・加来 順子 ・電話番号 0930-56-0330
----	--

ご利用相談窓口	F A X 0 9 3 0 - 5 6 - 5 4 7 6 担当者が不在の場合は、当園職員までお申し出ください。	
第三者委員	角本 寿	電話番号 0 9 3 0 - 5 6 - 3 4 7 1
		社会福祉法人樹心会 監事
	林 泰弘	電話番号 0 9 7 9 - 3 1 - 8 8 3 0
		社会福祉法人樹心会 監事

※当園以外の相談窓口は、下記でも直接申し出できます。

福岡県運営適正化委員会 電話番号 0 9 2 - 9 1 5 - 3 5 1 1

F A X 0 9 2 - 9 1 5 - 3 5 1 2

福岡県春日市原町 3 - 1 - 7 (クローバープラザ4階 東棟)

1 5 非常災害時の対策・防犯対策

消防計画作成	届出書 豊前消防署 平成 29 年 3 月 30 日届出 当園が定めた消防計画書により対応いたします。
防火管理者	加未 尚子
避難・消火訓練	火災及び地震を想定した避難・消火の訓練は、毎月 1 回実施します。
防災設備	・自動火災探知機 ・煙感知器 ・誘導灯 ・ガス漏れ通報器 ・その他、カーテン・敷物等防災処理
防犯設備	セキュリティカメラ、防犯カメラ
消火・避難訓練	避難及び消火の訓練は、毎月 1 回以上実施します。

1 6 写真掲載

当園では、クラスだより、ホームページ、コドモン等において、児童の活動の様子や児童が制作した作品等の写真を掲載しています。個人情報の保護に基づき、保護者の同意をいただいておりますので、写真掲載についての意向を別紙にご記入の上、提出してください。

17 園からの情報提供ならびに園児の個人IDについて

当園では、保育・教育支援ツールアプリ CODMON (コドモン) を利用して、情報の提供ならびに保育・教育管理を行っています。(お知らせ、園便り、給食便り等の配信・保育士の必要書類の作成、個人記録等) また、園児個人の ID にて登園管理、個人連絡、担任とのやりとり (連絡帳) 等を行いますので、ダウンロードが可能な家庭 (スマートフォン・タブレット) は必ず登録してください。

どうしても登録が不可能な家庭は、園の方にお知らせください。

18 守秘義務及び個人情報の取り扱いについて

個人情報は、当園が定める個人情報保護マニュアルに基づき取り扱います。また、次に掲げる場合には、法令に基づき第三者に対し個人情報の提供または使用することがあります。

(1) 保育所児童保育要録を送付するとき

小学校就学の際には、子どもの育ちを支えるための資料（保育所児童保育要録）を法令に基づき、入学予定の小学校へ送付することとされており、保育に関する記録等について入学予定の小学校へ情報提供を行います。

(2) 市町村による巡回訪問が実施されたとき

市町村の巡回訪問事業（発達障害等に関する知識を有する専門員が、保育所等の子どもやその親が集まる施設・場への巡回支援を実施し、施設等の支援を担当する職員や親に対し、障害の早期発見・早期対応のための助言等の支援を行う事業）が実施された際に、市町村に対し必要な情報提供を行うことがあります。

(3) 緊急を要するとき

緊急時において、病院その他関係機関に対し必要な情報提供を行うことがあります。

(4) 保育の提供にあたり市町村に対し報告が必要なとき

保育を提供するにあたり知り得た個人情報のうち、法令等に基づき支給認定を行った市町村に対し報告等が必要なときは情報提供を行います。

(5) 子ども及び子どもの世帯の情報

提出された資料の子ども及び世帯の情報は、保育の提供に必要な範囲に限って使用します。

(6) お問い合わせ等の対応

園への各種お問い合わせ等の対応については、基本的に提出された児童家庭調査票の同居家族の構成欄に記載されている父母のみとします。ただし、負傷又は疾病、業務の都合などにより、父母以外の方からのお問い合わせが必要な場合は、別紙にご記入の上、提出してください。

19 当園におけるその他の留意事項

喫 煙	当園の敷地内はすべて禁煙です
園児の送迎	園児の送迎を自家用車で行う場合は、園指定の駐車場に駐車して送迎をお願い致します。それ以外の場所での駐車は、事故防止と近隣住民のご迷惑となりますので、固く禁じます。 保護者以外の方の送迎の場合も同様と致しますので、必ず送迎をする方にお伝え下さい。 なお、登降園時には、コドモンアプリにてQRコードでの打刻を行ってください。
宗教活動、政治活動、営利活動	利用者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮下さい。
欠席する場合、又は登園の時間が遅れる場合	当日に欠席の連絡、又は登園が遅れることを連絡する場合、9時までにコドモンアプリにて当園にご連絡下さい。
お迎えが遅れる場合	原則として、午後6時までのお迎えをお願いします。ただし、緊急の場合で、お迎えが遅れる時には、必ず電話連絡をお願いします。
毎朝の検温、体調の確認	お子様の体調を知るために、ご家庭での検温を必ずお願いします。 登園前に、ご家庭で ①機嫌の善し悪し ②食欲の有無 ③発熱の有無 ④排便の状態など、いつものお子様と様子が異なっていないか確認して下さい。
感染症について	病名に応じて医師記入の意見書、保護者記入の登園届を提出してからの登園となります。
発熱のある場合	熱が37.5℃以上ある場合、登園を控えてください。 また、登園後、37.5℃を超えた場合は、連絡をさせていただきます。
与薬について	医療行為にあたるため、原則として与薬は行いません。ただし、どうしても必要な場合、医師の処方を受けた薬に限りお預かりし与薬します。 その場合、必ず薬に名前を明記し、薬の連絡票と薬の説明書を添えて提出して下さい。提出の無い場合は、与薬出来ません。
慣らし保育について	お子様が、当園での生活に無理なく慣れるように、月齢や個々の様子に合わせ、登園初日より1週間から2週間程度を目安に慣らし保育を行っています。初日は、30分・1時間～2時間のお預かりで終え、少しずつお預かり時間を増やしてまいります。お気軽にご相談下さい。

別 紙（令和8年4月 重要事項説明書）

1. 写真掲載について

「15 写真掲載」について、以下のどちらかに ☒ してください。

- ☐ 同意します
☐ 同意しません

（理由： _____ ）

2. 園からの情報提供について

「16 園からの情報提供」について、以下のどちらかに ☒ してください。

- ☐ コドモンを利用して確認する（コドモンで確認するため、園からの連絡は必要としない）
☐ 園より直接、電話連絡を受ける（電話回線が混み合うため、保護者の方からの問い合わせはご遠慮ください）

3. お問い合わせ等の対応について

「17（6）お問い合わせ等の対応」について、該当する方がいる場合、氏名を記入してください。

（児童から見た続柄： _____ 氏名： _____ ）

（児童から見た続柄： _____ 氏名： _____ ）

4. 重要事項の説明について

私は、書面に基づいて認定こども園 八津田保育園の利用にあたっての重要事項の説明を受け、同意しました。

令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日

保護者住所：

児童氏名：

保護者氏名：

児童から見た続柄：

※必要事項を記入し、この別紙のみ園に提出してください。